

令和3年

第1回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年1月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第1回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第1回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年1月29日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

	2番	渡 辺 隆	3番	上 松 千 恵	
4番	本 間 多佳子	5番	皆 川 光 浩	6番	見尾田 正 行
7番	阿 部 萬紀夫	8番	齋 藤 瑞 穂	9番	菅 井 茂
10番	渡 邊 悟	11番	五十嵐 佐 敏	12番	遠 山 登
13番	松 田 昭 悦	14番	笠 原 尚 美	15番	柳 壽 一
16番	大 堀 哲 男	17番	小 林 章 男	18番	相 馬 重 男
19番	小 嶋 覚				

○推進委員

	2番	加 藤 卓 也	3番	辻 繁 雄	
4番	中 村 孝 幸	5番	官 嶋 市 郎	6番	能勢山 嘉 雄
7番	羽 田 正 栄	8番	上 松 浩 二	9番	小 林 隆 司
10番	伊 藤 剛 栄	11番	細 山 徹 也	12番	長谷川 政 男
13番	松 崎 学	14番	青 木 等		

3 欠席委員

○農業委員 1番 曾 我 憲 司

○推進委員 1番 渡 邊 聡 15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届について
日程第6	報告第4号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第7	報告第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第8	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 日程第9 議案第2号 事業計画変更の承認申請について
 日程第10 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第12 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は、18名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は、1番 曾我 委員の1名です。 推進委員の欠席は、1番 渡邊 聡 委員、15番 蕪木 委員であります。</p>
	<p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員を指名したいと思います これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、 9番 菅井 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思います、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、長谷川主任であります。 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につい て、を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。</p>
事 務 局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・ 「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p>
	<p>最初に、借受人の都合による利用権設定期間及び賃借料変更のための解約が多数提 出されていますので一括して説明いたします。 農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約11件、239筆、179,532.93㎡の解約で、 受付番号「4ページの195番、11ページの197番、12ページの199番、 14ページの201番・19ページの202番・204番・205番、20ページの 206番、22ページの207番、25ページの210番、35ページの242番、 及び使用貸借権設定の解約5件、26筆、7,523.23㎡の解約で、36ページの196番、 37ページの198番、38ページの200番・203番・208番」です。</p>
	<p>続きまして、ただいま報告しました案件以外の案件を説明いたします。 1ページをご覧ください。 農地法第3条 使用貸借権設定の解約になります。</p>

受付番号209番、深堀字曾根（ソネ）、地目 台帳・現況がともに田、地積2,023㎡、これを含めまして合計7筆7,312㎡です。

契約の内容が平成15年11月8日から令和15年11月7日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月22日です。

受付番号214番、上飯塚字四ツ巻（ヨツマキ）、地目 台帳・現況がともに田、地積1,309㎡、これを含めまして合計11筆で18,028㎡です。

契約の内容が平成22年12月28日から令和12年12月28日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月22日です。

3ページになります。

受付番号237番、小浮字野付（ノヅケ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,014㎡、これを含めまして合計7筆で11,403㎡です。

契約の内容は不明で、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月6日です。

受付番号240番、小栗山字柄目木（ガラメキ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積396㎡です。

契約の内容が平成23年11月1日から令和3年10月31日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月12日です。

30ページになります。

農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号211番、百津字村下（ムラシタ）、地目 台帳・現況がともに田、地積1,011㎡、これを含めまして合計2筆で2,035㎡です。

契約の内容が平成23年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「利用権設定期間及び賃借料変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月22日です。

受付番号212番、保田字城ノ越（ジョウノコシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,323㎡、これを含めまして合計2筆で3,225㎡です。

契約の内容が平成28年3月20日から令和3年3月19日まで、解約事由が「耕作不便」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月14日です。

31ページになります。

受付番号213番、山口字久保田（クボタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡、これを含めまして合計2筆で4,025㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和10年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月22日です。

受付番号215番、村岡字道上（ミチウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,206㎡です。

契約の内容が平成28年12月11日から令和8年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月22日です。

受付番号 2 1 6 番、里字久保田（クボタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1, 123 m²です。

契約の内容が平成 30 年 5 月 11 日から令和 5 年 2 月 10 日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 22 日です。

受付番号 2 1 7 番、里字赤早稲田（アカワセダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 413 m²、これを含めまして合計 3 筆で 4, 417 m²です。

契約の内容が平成 31 年 3 月 11 日から令和 6 年 2 月 10 日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 22 日です。

受付番号 2 1 8 番、里字久保田（クボタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 624 m²、これを含めまして合計 5 筆で 8, 716 m²です。

契約の内容が平成 29 年 2 月 10 日から令和 4 年 2 月 10 日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 22 日です。

3 2 ページになります。

受付番号 2 1 9 番、寺社字曲田（マガリダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1, 908 m²です。

契約の内容が平成 31 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 10 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 22 日です。

受付番号 2 2 0 番、寺社字道山（ミチヤマ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1, 917 m²です。

契約の内容が平成 31 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 10 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 22 日です。

受付番号 2 2 8 番、沢口字ハケ方（ハケカタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 254 m²、これを含めまして合計 8 筆で 2, 056 m²です。

契約の内容が平成 30 年 1 月 11 日から令和 4 年 1 月 10 日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 23 日です。

3 3 ページになります。

受付番号 2 3 3 番、京ヶ島字古阿賀（フルアガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 592 m²です。

契約の内容が平成 29 年 12 月 11 日から令和 4 年 12 月 10 日まで、解約事由が「利用権設定期間及び賃借料変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 23 日です。

受付番号 2 3 4 番、上蔵野、地目、台帳・現況がともに田、地積 4, 917 m²、これを含めまして合計 5 筆で 12, 857 m²です。

契約の内容が平成 29 年 3 月 10 日から令和 4 年 3 月 9 日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 12 月 23 日です。

34ページになります。

受付番号235番、山倉村新田地先字山倉村新田地先、地目、台帳・現況がともに田、地積2,153㎡、これを含めまして合計2筆で4,182㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和5年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月25日です。

受付番号236番、折居字杉田（スギタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積869㎡、これを含めまして合計3筆で2,625㎡です。

契約の内容が平成30年4月11日から令和5年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月6日です。

35ページになります。

受付番号238番、野田字野田裏（ノダウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積789㎡です。

契約の内容が平成29年2月1日から令和9年1月31日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月6日です。

受付番号239番、分田字天王原（テンノウハラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,400㎡です。

契約の内容が平成27年4月11日から令和7年2月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月6日です。

受付番号241番、堀越字市戸（イチド）、地目、台帳が原野・現況が田、地積991㎡、これを含めまして合計2筆で1,995㎡です。

契約の内容が平成30年3月11日から令和5年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約が令和2年11月24日、引渡年月日が令和2年11月25日です。

39ページになります。使用貸借権設定の解約です。

受付番号223番、上一分字山ノ下（ヤマノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,002㎡、これを含めまして合計3筆で4,037㎡です。

契約の内容が令和2年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月23日です。

受付番号224番、上一分字家ノ前（イエノマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,121㎡、これを含めまして合計2筆で4,159㎡です。

契約の内容が令和2年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年12月23日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の
交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
長谷川 主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書の40ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について説明します。
11月議案、第2号で農地法第3条第1項による買受適格証明書の交付について説
明し、併せて農地法第3条第1項の規定による許可書の交付につきましても承認をい
ただいたところですが、37番・38番につきまして、阿賀野川土地改良区にて公売
が終了し12月15日に売却決定した落札者に対し、これを交付しましたので報告いた
します。

受付番号37番 譲受人は記載のとおりです。

土地の所在地が荻島字四ツ巻(ヨツマキ)、地目 台帳・現況がともに田、地籍2,022
㎡、これを含めまして合計3筆で6,076㎡です。
譲受・譲渡理由は「規模拡大」と「公売」です。
契約の内容が総額で2,620,000円での落札です。

受付番号38番 譲受人は記載のとおりです。

土地の所在地が下山屋字前田(マエタ)、地目 台帳・現況がともに田、地籍1,917
㎡、これを含めまして合計2筆で3,858㎡です。
譲受・譲渡理由は「規模拡大」と「公売」です。
契約の内容が総額で1,680,000円での落札です。

以上で報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について説明を
終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届
について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
長谷川 主任お願いします。

事務局 (長谷川) 41ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第4条第1項第9号該当による転用届について説明をいたしま

す。

受付番号15番、申請人は記載のとおりです。

土地の所在が駒林字土居内（ドイウチ）、地目、台帳・現況がともに田、地籍が848㎡の内194㎡です。転用目的が農作業休憩所建築用地です。

農地区分は、農用区域内ですが本件に関しましては、11月総会において農業用施設用地として農振の用途変更の同意をいただき、承認されております。

許可基準は、200㎡未満の自らの農地を農業に資する用途で転用する場合は、届出で良いこととなっております。

転用事由は、申請地には通年使用している農業用ハウスがあり農業の拠点となっている場所であることから、ここに農作業休憩所、着替え場等として使用するためユニットハウスを設置するものです。

場所につきましては、42・43ページの位置図・案内図をご覧ください。

駒林地内、養廣寺さんから北へ500mほどに位置しております。

44ページの更生図をご覧ください。申請地を塗りつぶしで表示しております。

45ページの土地利用計画図をご覧ください。図のように農道側に休憩所を設置するものです。

46ページには平面図を載せています。ユニットハウスを1棟と汲取りのトイレユニットを配置します。

申請地は、12月22日に地区担当委員と事務局で確認し、転用届承認通知を交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号、農地法第4条第1項第9号該当による転用届について 説明を終ります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

18番 相馬 委員より報告をお願いいたします。

委員（相馬）

18番 相馬です。ただ今の転用届について現地確認報告いたします。

45ページを見ていただきたいと思います。積雪があつて一面雪でしたけれども最近になりましてユニットハウスを設置する所を除雪されておりました、きれいになっておりました。

排水につきましては積雪がありましたので確認できませんでしたが、排水計画図どおりやっていたら何ら問題ないと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを申し上げます。

続きまして、日程第6 報告第4号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事 務 局

議案書47ページをご覧ください。

(長谷川)

報告第4号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号45番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越(ヨリノコシ)、転用面積23筆で12,888㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和元年8月26日、阿農委第501014号、完了年月日が令和2年12月14日です。

場所につきましては、48・49ページの位置図、案内図をご覧ください。

水原地区、上江端集落の須賀神社北側に位置しております。

50ページの更正図をご覧ください。申請地を塗り潰しで表示しております。

51ページには土地利用計画図を掲載しております。

52ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は25日に現地確認をしてまいりましたが、砂利採取後に圃場整備をする関係で、埋め戻しは行い表土が入っていましたが、畦畔は未設置の状態でした。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第4号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

13番 松田 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員(松田)

13番 松田です。

報告します。25日委員4名と事務局2名で現地確認をして参りました。

今ほど事務局の説明のあったとおり、現地は雪の下でありますのでその上からですが埋め立ても終わり、うっすらと畦畔の設置も確認できました。この地区の砂利採取も最終段階にはいつてきましたので完了について問題ないと見て参りました。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「なし」の声)

議長(小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 木村次長 —

続きまして、日程第7 報告第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木村次長、お願いします。

事務局
(木村)

報告第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年12月25日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全26件、209筆、280,816.03㎡について、報告します。

議案書は53ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和3年2月26日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年2月27日となり、終了は集積計画と同様に賃貸借料は固定です。

また、配分の移転については、55ページ、102番案件、76ページ、125番案件です。移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の期間及び賃貸借料は、当初配分と同様に固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。

以上、報告第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを申し上げます。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 佐藤局長 —

続きまして、日程第8 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

佐藤 局長、お願いします。

事務局
（佐藤）

議案書の77ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が3件です。

受付番号39番 下条字中田（ナカタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が957㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「遠方の居住のため耕作困難」です。

契約の内容は、総額600,000円による売買です。

受付番号40番 保田字老ヶ池（オイガイケ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が200㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額100,000円による売買です。

受付番号41番 水原字拾俵（ジッピョウ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が4,067㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額2,000,000円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

佐藤局長、お願いします。

事務局
（佐藤）

78ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号16番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在が保田字中山（ナカヤマ）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍127㎡、これを含めまして合計4,544㎡です。

当初計画内容は、駐車場用地です

事業計画変更の理由ですが、申請者は、安田中山地区の工場で精密部品の加工製造を行っていますが、工場に隣接する申請地を駐車場用地として平成29年11月1日付、阿農委第529015号、平成30年2月16日、阿農委第529023号及び阿農委第529024号により5条転用許可を受けましたが、現在は一部のみ未舗装の駐車場となっている状態で、事業完了できず今日に至っております。

このたび、受注の増加に伴い新工場の増築用地として使用するため事業計画申請す

るものです。

農地区分は山林・宅地等に囲まれた農地で甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない生産性の低い農地であり、その他農地（第2種農地）と判断いたしました。

場所につきましては、79ページ・80ページの位置図・案内図をご覧ください。

黒塗りのところが申請地です。

81ページの更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。

82ページは工場全体の図面に申請地を塗りつぶしで表示しております。

83ページは変更前の土地利用計画図です。図のように駐車場と雪捨場にする計画でした。

84ページは計画変更後の土地利用計画図です。工場は鉄骨造2階建てです。工場の外周は緑地を整備する計画です。

85ページは排水計画図です。工場内から出る生活雑排水は公共下水道に接続する計画です。雨水は、図のように排水設備を設置して図面の左下の集水桝から道路側溝に放流する計画です。

86・87ページは、工場平面図・立面図です。

88ページをご覧ください。

受付番号17番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が山口町一丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地籍331㎡です。

当初計画内容は、個人住宅建築用地です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は自宅を建築するため、昭和44年6月25日付け新潟県指令芝農地第5131号で5条許可を得て所有権移転を行いました。その後、緑町に居宅を新築したため計画が止まったままとなっていました。このたび、当該地に車庫を建築したいと話がありましたので、事業計画変更を申請するものです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が「第一種住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

場所につきましては、89・90ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 山口町一丁目地内の住宅地の中に位置しております。

91ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

92ページは継承後の土地利用計画図・排水計画図になります。

93ページは平面図を掲載しております。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

16番案件につきまして、9番 菅井 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員（菅井）

9番 菅井です。先ほどの事務局から説明と同じなんですけれども、この場所は平成29年11月と30年2月に駐車場用地として転用許可を受け、駐車場として使用していた場所です。今回新しい工場を増設するとの計画になり事業計画変更するものです。面積も広く事業費も高額となっておりますので、結構大きい工場が建設されるんなど見て参りました。

排水関係では、下水は市の公共下水道に接続し、雨水の方は前に通っているU字溝に流す予定だそうです。何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、17番案件につきまして、3番 上松 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（上松） 3番 上松です。受付番号17番について現地調査報告をいたします。当日、現確認の日は雪が降った後で申請地の状態は雪の下で確認できなかったのですが、両隣は住宅建っていて雨水を流すU字溝もしっかり整備されていましたので問題ないと見て参りました。以上報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第10 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
佐藤局長、お願いします。

事務局（佐藤） 議案書の94ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号37番、賃貸借権設定による一時転用です。
借人・貸人は記載のとおりです。
土地の所在が上江端字興野前（コウヤマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積662㎡、これを含めまして合計14筆で12,512㎡です。
転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです
工事期間が令和3年2月25日から令和4年8月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。
転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。
場所につきましては、95・96ページ的位置図・案内図をご覧ください。
上江端集落の北側に位置しております。
97ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。
98ページには、土地利用計画を掲載しました。
99ページは全体土地利用計画図を掲載しております。本申請は第18期となっております。図面の斜線で表示している部分になります。

100ページをご覧ください。
受付番号38番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山口町一丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地積 331 m²です。

転用目的は車庫建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年4月1日から令和3年5月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居専用地域」に定められおり第3種農地となります。

許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は家族が多く、利用する車の台数が多いのに駐車場が狭く不便をしていました。今回、自宅隣接の当該地を譲って頂けることになり、駐車場と出入口を広げ車庫を建築するものです。

場所につきましては、101・102ページの位置図・案内図をご覧ください

水原地区 山口町一丁目地内の住宅地の中に位置しております。

103ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

104ページは土地利用計画図・排水計画図になります。

105ページは平面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

37番案件・38番案件につきまして、3番 上松 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員（上松）

3番 上松です。受付番号37番の現地確認報告をいたします。

この地区の砂利採取事業がこの区画で最後となり、事業者も信頼のおける業者であり問題ないと見て参りました。

続きまして受付番号38番案件の報告をいたします。

この案件は、先ほど説明した事業計画変更申請17番案件の関連で申請があったものであり問題ないものと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 木村次長 —

事務局
(木村)

続きまして、日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。木村次長、お願いします。

最初に議案書の訂正をお願いいたします。

316 ページ、7行目、地目、現況を 雑から 田へ訂正し、それに伴い317 ページ、上段、小計、行の田面積を 13,899 m²と訂正をお願いいたします。

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	4 件	9 筆	15,776 m ²
・賃貸借権設定	186 件	1,206 筆	1,148,557.38 m ²
・使用貸借権設定	21 件	58 筆	19,996.23 m ²
・農地中間管理権設定	63 件	844 筆	758,842.10 m ²

となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は106 ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が村岡字道上、台帳・現況とも田、1,206 m²、これを含め合計2筆、1,581 m²を総額870,000 で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が上蔵野、台帳・現況とも田、4,917 m²、これを含め合計5筆、12,857 m²を10a 当たり530,000 円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が山口字島崎 台帳・現況とも田、187 m²、1筆を総額170,000 円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が上一分字家ノ前、台帳・現況とも田、1,115 m²、1筆を10a 当たり500,000 円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

142 ページをご覧ください。

受付番号40番、土地の所在が五分市字辰ノ尾、台帳・現況とも田、918 m²、1筆を令和3年2月11日から令和6年2月10日まで10a あたり24,000 円で賃貸借するものです。

受付番号41番、土地の所在が堀越字萱場、台帳・現況とも田、314 m²、これを含め合計2筆、356 m²を令和3年2月11日から令和6年2月10日まで10a 当り20,000 円で賃貸借するものです。

152ページをご覧ください。

受付番号60番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396㎡、1筆を令和3年2月11日から令和12年4月10日まで10a当たり2,000円で賃貸借するものです。

受付番号62番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396㎡、1筆を令和3年2月11日から令和12年4月10日まで10a当たり2,000円で賃貸借するものです。

受付番号63番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396㎡、1筆を令和3年2月11日から令和12年4月10日まで10a当たり2,000円で賃貸借するものです。

156ページをご覧ください。

受付番号66番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396㎡、1筆を令和3年2月11日から令和12年4月10日まで10a当たり2,000円で賃貸借するものです。

163ページをご覧ください。

受付番号72番、土地の所在が泉字上谷地、台帳・現況とも田、1,026㎡、これを含め合計6筆、6,780㎡を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たり、24,900円で賃貸借するものです。

170ページをご覧ください。

受付番号84番、土地の所在が保田字砂山、台帳・現況とも田、1,935㎡、これを含め合計9筆、7,625㎡を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たり17,000円、16,000円で賃貸借するものです。

177ページをご覧ください。

受付番号94番、土地の所在が寺社字沢田、台帳・現況とも田、1,016㎡、これを含め合計8筆、7,311㎡を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

180ページをご覧ください。

受付番号98番、土地の所在が曾郷字田向、台帳・現況とも田、2,009㎡、これを含め合計3筆、4,897㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

185ページをご覧ください。

受付番号103番、土地の所在が上飯塚字四ツ巻、台帳・現況とも田、1,309㎡、これを含め合計11筆、18,028㎡を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

186ページをご覧ください。

受付番号104番、土地の所在が上飯塚字樹下、台帳・現況とも田、499㎡、1筆を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

200ページをご覧ください。

受付番号131番、土地の所在が外城町、台帳・現況とも田、2,003㎡、1筆を

令和3年2月11日から令和6年2月10日まで総量コシヒカリ 210 kgで賃貸借するものです。

205ページをご覧ください。

受付番号139番、土地の所在が畑江、台帳・現況とも田、1,123 m²、これを含め合計6筆、5,836 m²を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで10a当たり14,000円で賃貸借するものです。

207ページをご覧ください。

受付番号143番、土地の所在が堀越字坂町、台帳・現況とも田、281 m²、これを含め合計4筆、473.78 m²を令和3年2月11日から令和6年2月10日まで10a当たり21,000円で賃貸借するものです。

208ページをご覧ください。

受付番号145番、土地の所在が上江端字浦田、台帳・現況とも田、1,008 m²、1筆を令和3年2月11日から令和4年1月10日まで10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

231ページをご覧ください。

受付番号194番、土地の所在が寺社字道山、台帳・現況とも田、701 m²、これを含め合計4筆、6,750 m²を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで10a当たりコシヒカリ 90 kgで賃貸借するものです。

236ページをご覧ください。

受付番号200番、土地の所在が駒林字土居内、台帳・現況とも田、831 m²、1筆を令和3年2月11日から令和6年2月10日まで10a当たり22,000円で賃貸借するものです。

受付番号201番、土地の所在が五郎巻字居浦、台帳・現況とも田、324 m²、これを含め合計4筆、772 m²を令和3年2月11日から令和6年2月10日まで10a当たり22,000円で賃貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

248ページをご覧ください。

受付番号70番、土地の所在が野田字老ヶ池、台帳・現況とも田、265 m²、1筆を令和3年2月11日から令和4年2月10日まで使用貸借するものです。

250ページをご覧ください。

受付番号85番、土地の所在が保田字井戸瀬、台帳・現況とも田、530 m²、1筆を令和3年2月11日から令和8年2月10日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

252ページからご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が百津字中井、台帳・現況とも田、2,003 m²、これを含め合計12筆、20,531 m²を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,600円で設定するものです。

253ページをご覧ください。

受付番号2番、土地の所在が寺社字入道橋、台帳・現況とも田、1,881 m²、これを含め合計22筆、32,123 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設

定するものです。

255ページをご覧下さい。

受付番号3番、土地の所在が野田、台帳・現況とも田、4,491㎡、これを含め合計3筆、7,316㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

256ページをご覧下さい。

受付番号4番、土地の所在が寺社字六九、台帳・現況とも畑、56㎡、これを含め合計18筆、32,935㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

258ページをご覧下さい。

受付番号5番、土地の所在が寺社字入道橋、台帳・現況とも田、1,013㎡、これを含め合計4筆、2,339㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号6番、土地の所在が野田字老ヶ池、台帳・現況とも畑、261㎡、これを含め合計23筆、20,222.60㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

261ページをご覧下さい。

受付番号7番、土地の所在が寺社字入道橋、台帳・現況とも田、1,047㎡、これを含め合計20筆、31,828㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

263ページをご覧下さい。

受付番号8番、土地の所在が上江端字五反畑、台帳・現況とも田、1,640㎡、これを含め合計11筆、5,268.30㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

264ページをご覧下さい。

受付番号9番、土地の所在が寺社字六九、台帳・現況とも田、999㎡、これを含め合計3筆 4,254㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円、設定するものです。

受付番号10番、土地の所在が上江端字上ノ山、台帳・現況とも田、4,717㎡、これを含め合計20筆、22,563㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

267ページをご覧下さい。

受付番号11番、土地の所在が赤水、台帳・現況とも畑、418㎡、これを含め合計5筆、6,621㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号12番、土地の所在が赤水字家ノ浦、台帳・現況とも畑、87㎡、これを含め合計4筆、943㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

268ページをご覧下さい。

受付番号13番、土地の所在が赤水、台帳・現況とも田、365㎡、これを含め合計4筆、1,223㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号14番、土地の所在が赤水、台帳・現況とも畑、134㎡、これを含め合計6筆、1,407㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

269ページをご覧ください。

受付番号15番、土地の所在が赤水、台帳・現況とも畑、314㎡、これを含め合計3筆、1,014㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号16番、土地の所在が赤水、台帳・現況とも畑、337㎡、これを含め合計10筆、20,092㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで30,000円、0円で設定するものです。

270ページをご覧ください。

受付番号17番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、759㎡、これを含め合計63筆、38,557.32㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

277ページをご覧ください。

受付番号18番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、1,982㎡、これを含め合計18筆、14,973㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで26,000円、23,400円、0円、で設定するものです。

279ページをご覧ください。

受付番号19番、土地の所在が川前字前新田、台帳・現況とも田、988㎡、これを含め合計3筆、2,431㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで21,000円、7000円で設定するものです。

280ページをご覧ください。

受付番号20番、土地の所在が川前字月留、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計10筆、9,333㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで24,000円、で設定するものです。

281ページをご覧ください。

受付番号21番、土地の所在が川前字新江南、台帳・現況とも田、2,045㎡、これを含め合計13筆、14,072㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,900円で設定するものです。

282ページをご覧ください。

受付番号22番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計36筆、33,727㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

286ページをご覧ください。

受付番号23番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計42筆を、29,131.28㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで

0円で設定するものです

291ページをご覧ください。

受付番号24番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、1,968㎡、これを含め合計22筆、21,821㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

293ページをご覧ください。

受付番号25番、土地の所在が小島、台帳、原野・現況、田、126㎡、これを含め合計27筆、22,808㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

296ページをご覧ください。

受付番号26番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計28筆、23,405㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

299ページをご覧ください。

受付番号27番、土地の所在が川前字月留、台帳・現況とも田、460㎡、これを含め合計26筆、21,837㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

302ページをご覧ください。

受付番号28番、土地の所在が川前、台帳・現況とも田、239㎡、これを含め合計4筆、3,961㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

303ページをご覧ください。

受付番号29番、土地の所在が川前字下屋敷、台帳・現況とも田、172㎡、これを含め合計20筆、15,911㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

305ページをご覧ください。

受付番号30番、土地の所在が川前字宮浦、台帳・現況とも田、1,500㎡、これを含め合計2筆、3,017㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号31番、土地の所在が堀越字諏訪、台帳・現況とも田、1,084㎡、これを含め合計2筆、2,003㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号32番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、1548㎡、これを含め合計20筆、15,468㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

308ページをご覧ください。

受付番号33番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、2,023㎡、1筆を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

受付番号34番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、410㎡、これを含

め合計5筆、4,164㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,900円で設定するものです。

受付番号35番、土地の所在が川前字宮浦、台帳・現況とも田、618㎡、これをめ合計14筆、11,784㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

310ページをご覧下さい。

受付番号36番、土地の所在が分田字三本柳、台帳・現況とも田、495㎡、これをめ合計8筆、8,410㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,900円で設定するものです。

311ページをご覧下さい。

受付番号37番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、442㎡、これをめ合計12筆、5,052㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

312ページをご覧下さい。

受付番号38番、土地の所在が川前字諏訪、台帳・現況とも田、990㎡、これをめ合計19筆、16,674㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで0円で設定するものです。

314ページをご覧下さい。

受付番号39番、土地の所在が六日野字六日野、台帳・現況とも田、1,015㎡、これをめ合計3筆、3,015㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで20,000円で設定するものです。

315ページをご覧下さい。

受付番号40番、土地の所在が七島字樋場、台帳・現況とも田、1,010㎡、これをめ合計19筆、13,899㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

317ページをご覧下さい。

受付番号41番、土地の所在が七島字土居上、台帳・現況とも田、542㎡、これをめ合計14筆、8,470㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

318ページをご覧下さい。

受付番号42番、土地の所在が七島字土居上、台帳・現況とも田、1,004㎡、これをめ合計18筆、14,197㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

320ページをご覧下さい。

受付番号43番、土地の所在が七島字土居上、台帳・現況とも田、900㎡、これをめ合計6筆、5,006㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,750円で設定するものです。

321ページをご覧下さい。

受付番号44番、土地の所在が七島字前田、台帳・現況とも田、700㎡、これをめ合計14筆、11,959㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で

設定するものです。

323ページをご覧下さい。

受付番号45番、土地の所在が七島字樋場、台帳・現況とも田、696 m²、これを含め合計13筆、9,112 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

324ページをご覧下さい。

受付番号46番、土地の所在が月崎字小里道、台帳・現況とも田、892 m²、これを含め合計4筆、3,391 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円、20,000円で設定するものです。

受付番号47番、土地の所在が月崎字小里道、台帳・現況とも田、982 m²、これを含め合計17筆、12,105 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

326ページをご覧下さい。

受付番号48番、土地の所在が月崎字小里道、台帳・現況とも田、100 m²、これを含め合計9筆、3,851 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

326ページをご覧下さい。

受付番号49番、土地の所在が月崎字小里道、台帳・現況とも田、1,309 m²、これを含め合計13筆、15,030 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

329ページをご覧下さい。

受付番号50番、土地の所在が月崎字六日野境、台帳・現況とも田、490 m²、これを含め合計6筆、4,501 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで23,750円で設定するものです。

受付番号51番、土地の所在が百津字境塚、台帳・現況とも田、576 m²、これを含め合計2筆、1,577 m²を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで23,750円で設定するものです。

330ページをご覧下さい。

受付番号52番、土地の所在が月崎字柳ノ内、台帳・現況とも田、1,024 m²、これを含め合計16筆、14,346 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

331ページをご覧下さい。

受付番号53番、土地の所在が七島字土居上、台帳・現況とも田、786 m²、これを含め合計11筆、8,090 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

333ページをご覧下さい。

受付番号54番、土地の所在が七島字土居下、台帳・現況とも田、139 m²、これを含め合計19筆、12,988 m²を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

335ページをご覧ください。

受付番号55番、土地の所在が月崎字西間、台帳・現況とも田、1024㎡、これを含め合計22筆、17,144.13㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

337ページをご覧ください。

受付番号56番、土地の所在が七島村古新田字小佐エ門下、台帳・現況とも田、685㎡、これを含め合計24筆、18,736.47㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで0円で設定するものです。

340ページをご覧ください。

受付番号57番、土地の所在が百津字新町、台帳・現況とも田、1,206㎡、1筆を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで20,000円で設定するものです。

受付番号58番、土地の所在が六日野字六日野、台帳・現況とも田、1,107㎡、1筆を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで20,000円で設定するものです。

受付番号59番、土地の所在が七島字前田、台帳・現況とも田、95㎡、これを含め合計25筆、14,918㎡を令和3年2月11日から令和9年2月10日まで20,000円、0円で設定するものです。

343ページをご覧ください。

受付番号60番、土地の所在が法柳字大割、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計3筆、4,045㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで25,000円で設定するものです。

受付番号61番、土地の所在が法柳字大割、台帳が畑・現況が田、61㎡、これを含め合計17筆、22,714㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで25,000円で設定するものです。

345ページをご覧ください。

受付番号62番、土地の所在が百津字新町、台帳・現況とも田、366㎡、1筆を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで25,000円で設定するものです。

受付番号63番、土地の所在が新保、台帳・現況とも田、1,942㎡、これを含め合計3筆、5,826㎡を令和3年2月11日から令和13年2月10日まで15,000円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合すること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の1番案件、3番案件から6番案件まで、8番案件から10番案件まで、12番案件から20番案件まで、29番案件、31番案件、34番案件・35番案件、37案件から43番案件まで、45番案件、47番案件、49番案件、51番案件、53番案件から55番案件まで、68番案件、130番案件、143番案件、184番案件、

使用貸借権設定の2番案件、7番案件、21番案件、30番案件、32番案件、33番案件、36番案件、44番案件、46番案件、48番案件、50番案件、52番案件、67番案件、69番案件、71番案件、106番案件につきましては、譲受人が「農事組合法人 ファームホリコシ」であり、5番 皆川 委員が関係者となっております。

また、賃貸借権設定の56番案件、64番案件につきましても、13番 松田 委員が譲渡人となっております。

同じく賃貸借権設定の73番案件につきましても、11番 五十嵐 委員が譲受人となっております。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、最初に「農事組合法人 ファームホリコシ」に係る案件について審議いたしますので、5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。

— 皆川 光浩 委員 退室 —

皆川 委員が退室されましたので、審議いたします。

「農事組合法人 ファームホリコシ」に係る案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。「農事組合法人 ファームホリコシ」に係る案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、「農事組合法人 ファームホリコシ」に係る案件について、原案のとおり

り承認することに決定いたしました。

5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。

— 皆川 光浩 委員 入室 —

皆川 委員が着席されましたので、続けます。

次に賃貸借権設定の56番案件、64番案件について、審議いたしますので、13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、審議いたします。

賃貸借権設定の56番案件、64番案件について、ご質疑がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の56番案件、64番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

従いまして、賃貸借権設定の56番案件、64番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。

13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 入室 —

松田 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の73番案件について、審議いたしますので、11番 五十嵐 委員の退室をお願いいたします。

— 五十嵐 佐敏 委員 退室 —

五十嵐 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の73番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の73番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の73番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
11番 五十嵐 委員の入室をお願いいたします。

— 五十嵐 佐敏 委員 入室 —

五十嵐 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第12 その他について、事務局より何かございますか。

事 務 局 （特になし）

議長（小嶋） 特にならぬようございますが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にならぬようですので、
以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
なお、事務局から諸連絡がありますので、よろしくをお願いいたします。

— 15時13分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年1月29日

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩